

入札監理小委員会における審議結果報告 「国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○ 事業概要

独立行政法人国立美術館国立西洋美術館の建築物(※)及び設備機器(電気、照明、空調関係)を対象とし、保全、改修及び維持管理に関する計画立案、外部機関及び別途委託業務(工事・点検等)の受託者との連絡調整、不具合対応、非常時における施設維持等の統括管理業務を行う。あわせて、設備の運転監視、日常巡視点検、応急処置、小修理のほか、受水槽・汚水槽等の清掃点検などの建物管理業務を実施する。

(※) 1959 年、上野公園内に開設。西洋美術全般を対象とする美術館としては日本で唯一の国立美術館であり、本館・新館・企画展示館から構成される。本館は世界文化遺産及び重要文化財に指定されている。

○ 事業期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間(第 2 期)

○ 事業の目的

世界遺産(重要文化財)を含む建築物及び設備機器の維持・管理等を行うとともに、国立西洋美術館が別途契約する設備機器等の業務に関する統括的な窓口として、館内調整、業者間の調整及び指示監督を行い、来館者が快適に美術館を利用できる環境を提供する。また、建築・設計・設備・環境等の総合的観点から保全・改修及び維持管理を実施する。

(2) 選定の経緯

1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、公共サービス改革基本方針(令和 5 年 7 月 4 日閣議決定)において選定された。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

入札参加資格要件及び業務実績条件について、質を担保するために求められる要件は確保することを前提として、緩和・精査を行う必要がある。

【対応】

入札参加資格要件として定めていたプライバシーマークを当該要件から削除し、総合評価における加点項目へ変更する。

(【資料 1 - 2】 8、22/130 頁)

3. その他の修正変更について

○契約変更について

「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき、契約変更に係る記載を追記する。

（【資料 1－2】 7／130 頁）

○公告期間の見直し

第 1 期で延長した入札公告期間を更に延長し、40 日から 50 日へ拡大する。
（第 1 期では約 20 日から 40 日へ延長）

（【資料 1－2】 10／130 頁）

○評価項目の見直し

1 項目 1 配点とするよう修正するとともに、評価の明確化を図るため配点の見直しを行う。

（【資料 1－2】 22／130 頁）

○情報開示事項の見直し

委託費の内訳や人員等について、より詳細に明示する。

（【資料 1－2】 23、24／130 頁）

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

「11（4）評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。」との要件について、競争性の確保及び事業者の萎縮防止の観点から、資格要件から削除することを検討すべきではないか。

【対応 1】

当該要件については、競争参加機会を不必要に制限する懸念があることから、より幅広い事業者の参加を確保するため、資格要件から削除。

（【資料 1－2】 8／130 頁）

【論点 2】

「従来の実施に要した人員」について、再委託先における従事者数を含めて記載することを検討すべきではないか。

【対応 2】

「委託費の内訳」について、仕様書に定める各業務との対応関係がより明確となるよう記載を修正するとともに、受注者が直接実施している業務と再委託により実施している業務との対応関係が分かるよう記載を修正。また、「各設備保守点検及び環境衛生管理業務」及び「設備等遠方監視業務」の人員体制について、別添資料 2－2 として追加。

（【資料 1－2】 23～25／130 頁）

【論点 3】

「予定価格が 1 千万円を越える製造の請負契約について、…予定価格の制

限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。」との記載について、「申込みをした他の者のうち」と記載すべきではないか。

【対応 3】

「申込みをした他の者のうち」に修正。

(【資料 1－2】 58／130 頁)

5. パブリックコメントの対応について

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 15 日（月）までパブリックコメントを実施したが、寄せられた意見はなかった。

以上